

### 第3回理事会・選手の所属に関して

#### ◎選手の所属に関して

##### 1. 4種登録選手に関して

###### 1) J F Aへの登録

- ・サッカー選手としてJ F Aに1度登録しますとその選手に付与された選手番号は、永久番号となります。
- ・一度サッカー選手を引退しても復帰時には同じ選手番号となりますので、ご注意ください。
- ・小学生年代でJ F Aへの登録は女子選手も含め4種となります。
- ・4種登録するにはJ F Aへチーム登録されているチームに所属する必要が有ります。  
※J F Aへ登録したチームの選手は本来全員4種登録する必要が有ります。
- ・1選手は1チームへしか所属できません。  
※都道府県および国が異なっても1チームのみとなります。
- ・4種の選手はチームとの繋がりは年度（4月から翌年3月）毎となります。
- ・チームは年度毎に選手に所属の意思確認が必要となります。
- ・年度が変わる時は、移籍では有りません。  
※海外チームに所属していた場合は、年度始めでも手続きが異なりますので、ご注意ください。（国により年度が異なるためです。）

###### 2) レンタル選手の考え方

- ・4種登録で所属しているチームではないチームでプレー（試合に出場）する場合は、レンタル選手扱いとなります。  
この場合は、レンタル元とレンタル先のチームの相互理解が必須です。
- ・レンタル選手が出場出来る4種対象の試合は、同一試合には1チームからしか出場できません。  
これは、都道府県が異なっても出場は出来ません。  
ブロック大会、中央大会、関東大会、全国大会、通して出場は出来ません。  
例) 全日本の場合  
第5ブロックのチームで負けたので、第6ブロックのチームで都大会（中央大会）に出場することは出来ません。
- ・試合（大会）が異なる場合は、別チームから出場する事は出来ます。  
この場合は、レンタル元とレンタル先のチームの相互理解が必須です。  
例) 第5ブロックで三井のリハウスU-12リーグに出場  
第6ブロックでJ A東京に出場  
は可能です。  
※「三井のリハウスU-12リーグ」と「全日本」は別大会ですが、条件が有り別チームからの出場は出来ません。

## 2. 世田谷少年サッカー連盟の選手に関して

### 1) 世田谷少年サッカー連盟への登録

年度初めの総会後に「加盟登録申請書」を提出して頂いたクラブに所属している選手は試合（大会）に出場するか否かに関係なく世田谷少年サッカー連盟の選手となります。

よって、世田谷少年サッカー連盟へ提出する「クラブ個人登録書」にはクラブに所属する選手全員が記載されている必要が有ります。

### 2) 所属クラブの考え方

世田谷少年サッカー連盟に加盟しているクラブには1選手・1クラブの所属となります。

他区のクラブおよびサッカースクールに所属する事に関しては問題ありません。

但し、所属のクラブの了解は必要です。

### 3) レンタル選手の考え方

- ・ サッカースクールに所属している選手はスポーツ塾として考えますので、レンタル選手とは考えません。

世田谷少年サッカー連盟の試合（大会）に出場して頂いて問題ありません。

- ・ 世田谷区以外のクラブに所属している選手は、両チームに所属して頂いて問題ありません。但し、他所属クラブへの承諾は必須です。

※世田谷少年サッカー連盟で実施する試合（大会）と同じ大会は無いからです。

- ・ 世田谷少年サッカー連盟に加盟しているクラブでは、1クラブのみの所属となります。他クラブに所属している選手が自クラブで世田谷少年サッカー連盟の試合（大会）に出場する場合はレンタル選手となりますので、双方のクラブが承諾していて、同一大会には1クラブからのみの出場となります。

例) 自クラブで6年生大会に出場

他クラブで女子大会に出場

は可能です。

この場合「クラブ個人登録書」は両クラブに記載が必要です。

「直前までいた在籍クラブ」に相手側クラブ名を記載してください。

記載例) Aクラブにも在籍

- ・ 難しいレンタルに関して

特殊な選手の起用をしたい場合は、事前に連盟事務局に確認をお願い致します。

以上